

資料 1 国の教育の動向

1 改正教育基本法（平成18年12月22日）

1. 教育の目的

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

2. 教育の目標

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体をはぐくむこと。
- (2) 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性をはぐくみ、自主および自律の精神を養うとともに、職業および生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (3) 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- (4) 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

2 中央教育審議会答申（平成20年1月17日）

- ① 「生きる力」の理念の継承と再定義
 - ② 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の重視
 - ③ 国語、算数・数学、理科、外国語等の教科の授業時数の増加と指導内容の充実
 - ④ 選択履修幅の拡大から基礎・基本と共通性の重視へ
 - ⑤ 教師の指導性と児童生徒の自発性・自主性とのバランスの回復
- 総じて捉えると今回の改訂は、「生きる力」の理念の充実と「確かな学力」

「生きる力」のとらえ方

「生きる力」

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力 など

3 学習指導要領改訂のポイント

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

4 学習指導要領の内容の重点事項

- ① 言語活動の充実
- ② 理数教育の充実
- ③ 伝統や文化に関する教育の充実
- ④ 道徳教育の充実
- ⑤ 体験活動の充実
- ⑥ 小学校における外国語活動
- ⑦ 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項

5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

- (1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
- (2) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、児童の発達段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。
- (3) 各教科の各学年の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにすること。
- (4) 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。

以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。
- (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- (3) 日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。
- (4) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。
- (5) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。
- (6) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。
- (7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
- (8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。
- (9) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- (11) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。
- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

教育振興基本計画

我が国の教育をめぐる現状と課題

- 子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、家庭・地域の教育力の低下などの課題が発生
- 「少子高齢化」・「環境問題」・「グローバル化」など国内外の状況の急速な変化

教育の果たすべき使命を踏まえ、改正教育基本法において新たに明記された教育の目標や理念の実現に向け、改めて「教育立国」を宣言し、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
 - ・公教育の質を高め、信頼を確立する
 - ・社会全体で子どもを育てる
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
 - ・高等学校や大学等における教育の質を保証する
 - ・「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

このような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

<基本的考え方>

教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す

(取組全体を通じて重視する考え方)

- ①「横」の連携:教育に対する社会全体の連携の強化
- ②「縦」の接続:一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
- ③国・地方それぞれの役割の明確化

<施策の基本的方向>

基本的方向1:社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2:個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

基本的方向3:教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4:子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

※ 上述の基本的方向性に基づき、77項目にわたる施策を体系化するとともに【別紙②参照】、それらの施策の中で特に重点的に取り組むべき事項【別紙①参照】を明示

施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画実施における国・地方公共団体の役割、教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用、教育行政に対する国民の参画、新しい課題への対応、進捗状況の点検及び計画の見直し、について記載

特に重点的に取り組むべき事項

◎ 確かな学力の保証

- ・新学習指導要領を円滑に実施する。また、そのために、教職員定数の在り方、教科書・教材、学校の施設・整備など教育を支える条件整備について検討する
- ・児童生徒の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の適切な教材が教科書に準じたものとして十分活用されるよう、国庫補助制度等の有効な方を検討する
- ・新学習指導要領により、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うため、我が国や郷土の伝統・文化を継承・発展させるための教育を推進する
- ・体力の全国的な状況について把握・分析を行い、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を促すこと等を通じて、子どもの体力について昭和60年頃の水準への回復を目指す
- ・全国の小・中・高等学校において、様々な体験活動を行う機会の提供について推進するとともに、読書活動を推進する
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、いじめ等に対する取組を推進する
- ・認定こども園の認定件数2,000件以上を目指し、運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革に取り組む

◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

- ・メリハリある教員給与体系の推進、教員養成課程や多様で質の高い人材確保のための採用方法の改善、厳格な人事管理や研修の充実の促進、免許更新制の円滑な実施など必要な取組等を行う
- ・教員の子どもと向き合う環境づくりのために、教職員配置の適正化を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の活用、「学校支援地域本部」などの地域住民による学校支援、現場のICT化などの取組を支援する

◎ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進

- ・小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成を促す
- ・学校内外における相談体制の整備など、不登校の子ども等の教育機会を支援する

◎ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり

- ・子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育に関する総合的な取組を、関係機関が連携して行えるよう促す
- ・広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくり(学校支援地域本部)の実施を促す
- ・広く全国の小学校区で、放課後等の子どもたちの学習・体験活動等の場づくり(「放課後子どもプラン」等)の実施を促す

◎ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

- ・職場体験活動などのキャリア教育を推進し、すべての専門高校において、職業教育の活性化を促す
- ・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における実践的な職業教育を促す
- ・大学等と産業界等との連携による取組への支援による大学等における社会人受入れを促す

◎ 大学等の教育力の強化と質保証

- ・学士課程で身に付ける学習成果(「学士力」)の達成等を目指し、厳格な成績評価システムの導入や、教員の教育力の向上のための実効ある取組を全大学等で展開していくよう優れた取組を支援する
- ・国公私を通じた大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を有効に活用し、地域貢献等を行う取組を支援する

◎ 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進

- ・世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する
- ・2020年の実現を目標とした「留学生30万人計画」を関係府省が連携して計画的に推進し、高度人材受入れも連携させながら、留学生受入れを拡大させる

◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

- ・大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性が高い小中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援し、計画期間中のできる限り早期に図られるよう要請する
- ・地域のボランティアや関係機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身を育む取組を推進する
- ・私学助成、国公私を通じた教育研究支援や学校法人に対する経営指導等により、私立学校の教育研究の振興を図る
- ・就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討や、就学援助、奨学金、私学助成などを通じ、教育機会の保障を図る

基本的方向に基づき今後5年間に取り組むべき施策について

基本的方向1: 社会全体で教育の向上に取り組む

- ①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる
 - ◇地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐむ活動の推進
 - ◇家庭・地域と一体になった学校の活性化
 - ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
 - ◇青少年を有害環境から守るための取組の推進
 - ◇関係機関の連携による子ども、若者、家庭等に関する支援の推進
 - ◇企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大
- ②家庭の教育力の向上を図る
 - ◇子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進
 - ◇幼稚園等を活用した子育ての支援の推進
- ③人材育成に関する社会的要請に応える
 - ◇地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進
 - ◇専門高校等における職業教育の推進
 - ◇大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進
 - ◇産業界・地域社会との連携による人材育成の強化
- ④いつでもどこでも学べる環境をつくる
 - ◇図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進
 - ◇公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり
 - ◇持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進
 - ◇人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進
 - ◇地域における身近なスポーツ環境の整備
 - ◇「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

基本的方向3: 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

- ①社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する
 - ◇社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上
 - ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上
 - ◇高等学校と大学等との接続の円滑化
- ②世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する
 - ◇世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成
 - ◇大学院教育の組織的展開の強化
 - ◇若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入
- ③大学等の国際化を推進する
 - ◇留学生交流の推進
 - ◇大学等の国際活動の充実
- ④国公私立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する
 - ◇複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援
 - ◇生涯を通じて大学等で学べる環境づくり
 - ◇地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化
- ⑤大学教育の質の向上・保証を推進する
 - ◇事前評価の的確な運用
 - ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上<再掲>
 - ◇大学評価の推進
- ⑥大学等の教育研究を支える基盤を強化する
 - ◇大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援
 - ◇大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化
 - ◇時代や社会的要請に応える国立大学の更なる改革

基本的方向2: 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

- ①知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する
 - ◇学習指導要領の改訂と着実な実施
 - ◇総合的な学力向上策の実施
 - ◇教科書の改善
 - ◇全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援等
 - ◇学校現場の創意工夫による取組への支援
- ②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる
 - ◇道徳教育の推進
 - ◇伝統・文化等に関する教育の推進
 - ◇学校における体育及び運動部活動の推進
 - ◇全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進
 - ◇地域における身近なスポーツ環境の整備(再掲)
 - ◇食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり
 - ◇環境教育の推進
 - ◇勤労観・職業観や知識・技能をはぐむ教育(キャリア教育・職業教育)の推進
 - ◇体験活動・読書活動等の推進
 - ◇いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進
 - ◇不登校の子ども等の教育機会についての支援
- ③教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる
 - ◇メリハリある教員給与体系の推進
 - ◇教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
 - ◇教員養成・研修等の推進
 - ◇教員免許更新制の円滑な実施
 - ◇教員評価の推進
 - ◇優秀教員表彰の推進
 - ◇指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理
- ④教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する
 - ◇教育委員会の責任体制の明確化
 - ◇市町村への権限の移譲
 - ◇新しい職の設置等による学校の組織運営の改善
 - ◇学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善
 - ◇家庭・地域と一体になった学校の活性化<再掲>
- ⑤幼児期における教育を推進する
 - ◇認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進
 - ◇幼児教育全体の質の向上
 - ◇幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減
 - ◇幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進<再掲>
- ⑥特別なニーズに対応した教育を推進する
 - ◇特別支援教育の推進
 - ◇外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進

基本的方向4: 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

- ①安全・安心な教育環境を実現する
 - ◇学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築
 - ◇地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保
 - ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり<再掲>
- ②質の高い教育を支える環境を整備する
 - ◇学校図書館の整備の推進
 - ◇教材の整備の推進
 - ◇学校の情報化の充実
 - ◇教育に関する研究成果等の蓄積・活用
- ③私立学校の教育研究を振興する
 - ◇私学助成その他の総合的な支援
 - ◇私立大学における教育研究の振興
 - ◇学校法人に対する経営支援
- ④教育機会の均等を確保する
 - ◇奨学金事業等の推進
 - ◇学生等に対するフェローシップ等の経済的支援の推進
 - ◇幼児教育の無償化の検討<再掲>
 - ◇私学助成その他の私立学校に対する支援<再掲>
 - ◇民間からの資金の受入れ促進等のための取組の推進

資料2 茨城県の教育の方針

茨城県総合計画

「いばらきづくり」の基本姿勢

○茨城の資源や潜在力を磨き活用する ○県民が主役となってこれからの「いばらき」を共に創る

「いばらきづくり」の目標

「活力あるいばらき」「住みよいいばらき」「人が輝くいばらき」

いばらき教育プラン

いばらき教育プラン「基本テーマ」

「いばらきの未来を拓くたくましい人づくり」

いばらきの人づくり戦略

学校・家庭・地域社会が連携・協力して、未来を拓く心豊かなたくましい人を育てます。

戦略1：「社会全体で取り組む教育の推進」戦略

ねらい：「いばらき教育の日・教育月間」における取組を通して、県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校、家庭、地域の各々の機能の連携により、社会全体の教育力の向上を図ります。

重点取り組み

○「いばらき教育の日・教育月間」の推進 ○家庭、地域社会の教育力の向上

戦略2：「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」戦略

ねらい：子どもたちに、「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な知識や技能はもとより、思考力や判断力などを含めた確かな学力を身に付けさせます。また、思いやりの心、感動する心、たくましさや責任感など、豊かな人間性を育てます。さらに、子どもたちが安心安全に学ぶことのできる環境の整備、魅力ある学校づくりや学校評価の改善、教員の資質向上を図るなど、県民に信頼される魅力ある学校づくりを進めます。

重点取り組み

○確かな学力の育成 ○キャリア教育の推進 ○豊かな心の育成 ○健やかな体の育成
○特別支援教育の充実 ○県民に信頼される魅力ある学校づくり ○教員の資質向上

戦略3：「国際化社会に生きる豊かな人間性の育成」戦略

ねらい：子どもたちに、異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度や能力を身に付けさせるとともに、自己表現やコミュニケーションの道具としてITを活用できる能力や情報モラルの育成など、国際社会の一員としての資質や能力をはぐくみます。

重点取り組み

○国際理解教育・外国語教育の充実 ○情報リテラシーの向上と情報モラルの育成
○直接的な異文化体験の重視 ○外国人児童生徒教育の充実

戦略4：「県民誰もが参加・参画できる社会環境づくり」戦略

ねらい：県民誰もが、いつでも、どこでも学習活動やスポーツに取り組める環境づくりを進めるとともに、学習の成果を社会で生かす取組を支援します。また、文化芸術に関する鑑賞や創造活動などを行う機会の充実を図り、県民の幅広い学習意欲に応えるとともに、子どもたちの豊かな感性をはぐくみます。

重点取り組み

○学びの環境の充実 ○学習成果を生かした社会参加・参画の促進
○全国生涯学習フェスティバル開催を契機とした生涯学習の推進
○生涯スポーツ推進組織の育成と充実 ○美術館・博物館活動の充実と活用

平成22年度学校教育指導の方針

各学校は、教育基本法、学校教育法等を踏まえるとともに、学習指導要領及びいばらき教育プランに基づき、「一人一人を生かす創意と活力に満ちた学校づくり」を推進し、本県教育目標の具現化を図ります。

一人一人を生かす創意と活力に満ちた学校づくり

- 創意を生かした特色ある教育課程の編成
- 夢をはぐくみ、個性を伸ばす教育活動の創造
- 信頼と活力を生む開かれた学校づくり

本県教育の目標

ひとりひとりの能力を開発し 豊かな人間性をつちかう
じょうぶな身体をつくり たくましい心を養う
郷土を愛し 協力しあう心を育てる

いばらき教育プラン

いばらきの未来を拓くたくましい人づくり

学校教育推進の柱

- 1 確かな学力を身に付けさせる教育の推進
 - 幼稚園教育の充実
 - 小・中学校教育の充実
 - 高等学校教育の充実
- 2 豊かな心をはぐくむ教育の推進
 - 道徳教育の充実
 - 特別活動の充実
 - 福祉教育の充実
 - 人権教育の充実
 - 生徒指導の充実
- 3 健康や体力をはぐくむ教育の推進
 - 学校体育の充実
 - 学校健康教育の充実
- 4 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
 - 国際理解教育の充実
 - 情報教育の充実
 - 科学技術の発展に対応した教育の充実
 - 環境教育の充実
 - キャリア教育の充実
- 5 自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進
 - 特別支援学校における教育の充実
 - 幼稚園、小・中学校、中等教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

校長のリーダーシップ

各学校の教育目標の実現を図るための的確な状況把握とビジョンづくり

- 全教職員の一人一人の力が発揮できるよう、学校における組織マネジメント構想に基づいた学校運営の工夫改善に努める。

創意を生かした特色ある教育課程の編成

- 各学校は、目指す幼児児童生徒像を明確にし、学校段階間の円滑な接続に留意して積極的に校種間の連携を図るとともに、幼児児童生徒の発達の段階や学校・地域の実態を踏まえて、創意を生かした特色ある教育課程の編成に努める。
- 教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を行い、学校の教育課程や指導計画、指導方法等について絶えず見直し、各学校の教育課題を明確にしてその改善に努める。

夢をはぐくみ、個性を 伸ばす教育活動の創造

- 望ましい集団活動を通して、互いに個性を磨き合い、伸ばし合える心の居場所としての学級及び学校づくりに努める。
- 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現する力をはぐくむとともに、主体的に学習する態度を養い、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力などの確かな学力を身に付けさせる。
- 一人一人の夢を大切にし、人間としての在り方生き方についての考えを深め合える体験的な活動を重視するとともに、道徳の時間を要とし、教育活動全体を通じて豊かな心をはぐくむ。
- 心と体を一体としてとらえ、健康で安全な生活を送るための実践力を養うとともに、適切な運動の実践を通して運動に親しむ資質や能力を培い体力の向上を図る。
- 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うための体制の整備・充実を図る。

一人一人を生かす創意と活力に満ちた学校づくり

信頼と活力を生む 開かれた学校づくり

- 学校評議員や保護者、地域の声などを幅広く取り入れて、学校・家庭・地域社会が相互に連携・協力して教育を推進し、開かれた学校づくりに努める。
- 教育活動その他の学校運営の状況について積極的に情報を提供するとともに、自己評価及び学校関係者による評価を実施し、結果の公表と説明に努め、組織的・継続的に教育活動の改善を図る。
- 社会人講師や地域の学校支援ボランティアなどを積極的に活用し、学校教育の一層の活性化を図る。
- 豊かな生活体験や自然体験、社会体験などの機会が得られるよう地域の教育力を生かした学校づくりに努める。

教職員の資質能力の向上（あるべき教師像）

- 広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教師

－ 優れた教師の条件の3つの要素 －

「教職に対する強い情熱」 「教育の専門家としての確かな力量」 「総合的な人間力」

学習指導要領等の改訂について

教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領が改訂されました。 ※ 文部科学省のHP (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm) 参照

幼稚園

※平成21年4月1日から施行

1 改訂の基本的考え方

- 発達や学びの連続性の確保（義務教育及びその後の教育の基礎づくり）
- 体験の関連性や言葉による伝え合いの重視
- 家庭との連携
- 子育ての支援と預かり保育の充実

小・中学校

1 改訂の基本的考え方

- 教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成
- 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視、授業時数を増加
- 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

2 授業時数の増加

【小学校】 週当たりのコマ数を低学年で2コマ、中・高学年で1コマ増加

【中学校】 週当たりのコマ数を各学年で1コマ増加

3 教育内容の主な改善事項

- 言語活動の充実
- 理数教育の充実
- 伝統や文化に関する教育の充実
- 道徳教育の充実
- 体験活動の充実
- 外国語教育の充実

移行措置期間中、配慮を要すること

小学校

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動	総合	道徳	特活
○ 時数増加（前年度と比較）													
● 先行実施する内容あり													
* 全ての内容を新学習指導要領で実施													
■ 県において先行して実施する教科等													
◎ 学校の判断により、新学習指導要領によることも可能	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎				
平成21年度		●	●○	●○		●			○	■	*	*	*
平成22年度	●	●	●	●		●				■	*	*	*

中学校

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	体育	技術・家庭	外国語	総合	道徳	特活	選択
○ 時数増加（前年度と比較）													
● 先行実施する内容あり													
* 全ての内容を新学習指導要領で実施													
◎ 学校の判断により、新学習指導要領によることも可能	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎				
平成21年度			●○	●○	●					*	*	*	
平成22年度			●○	●○	●					*	*	*	
平成23年度	●		●	●○	●					*	*	*	

※ 詳細については、文部科学省HP小・中学校移行措置関連資料 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/ikou/index.htm) を参照

【今後のスケジュール】

平成23年4月1日 小学校学習指導要領施行（全面実施）

平成24年4月1日 中学校学習指導要領施行（全面実施）

学校教育推進の柱

確かな学力を身に付けさせる教育の推進

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力をはぐくむ教育を推進する。

努 力 事 項	具 現 化 の た め の 取 組
<p>1 幼児期の発達の特徴に配慮した指導計画の改善充実</p> <p>2 幼児の主体的な活動としての「遊び」を通じた総合的な指導と評価の充実</p> <p>3 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導のねらいや内容、環境の構成、教師の援助などを明確にした指導計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達の過程の個人差に留意 ・ 家庭や地域社会を含め、幼児の生活全体を視野に入れ、幼児の興味や関心、必要な経験などを踏まえた指導計画の工夫 ○ 主体的な活動を引き出す環境構成の工夫改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 試行錯誤しながらじっくり取り組めるような場の構成 ・ 言葉や行動、表情などの表現による温かな援助 ・ 幼児の活動が精選されるような環境の構成 ○ 総合的な発達を促すための体験活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相互に関連し合い発達していく諸能力の総合的なとらえ ・ 幼児一人一人の発達の特徴（見方、考え方、感じ方、かかわり方）に応じた指導 ・ 体験の関連性をとらえ、体験を深め広げるための援助 ○ 家庭と連携した基本的な生活習慣の形成及び集団生活を通じた規範意識の芽生えを培う指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期の教育に関する保護者の理解が深まるような配慮 ・ 自立心とともに、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性の育成 ・ 体験を重ねながらまじりの必要性に気付くような援助 ○ 一人一人のよさや可能性を伸ばす評価の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児を理解し、変容を適切にとらえ、指導に生かすための評価（みとりと記録）の工夫改善 ○ 幼稚園全体の協力体制を高め、きめ細かな指導を図るための指導方法の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・ ティーム保育の導入や特別支援教育指援員等との連携協力 ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした指導内容や方法の計画的組織的な工夫 ○ 保育所・小学校・特別支援学校等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校以降の生活や学習の基盤となる創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う指導の充実 ・ 児童との交流活動の実施や教師同士の相互理解と組織的な連携 ・ 障害のある幼児に対する特別支援学校などからの助言や援助の活用 ○ 幼稚園運営の弾力化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における幼児期の教育センターとして、機能や施設を開放した子育て支援 ・ 地域の実態や保護者の要請等により行う預かり保育の充実

努力事項	具現化のための取組
<p>1 主体的な学びを引き出す指導計画の改善と教材研究の充実</p> <p>2 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等をはぐくむ授業展開の工夫</p> <p>3 個に応じた指導方法及び指導体制の工夫改善</p> <p>4 目標に準拠した評価の工夫改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導のねらいや内容等を明確にした指導計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行措置の具体的な内容を踏まえた移行期間中の指導計画の工夫 ・ 各教科等、各学年相互間の関連及び小・中学校間の連携を図り、系統的、発展的な指導ができる指導計画の工夫 ・ 指導内容のまとめ方や重点の置き方の工夫 ・ 効果的な指導を行うための教材研究の工夫及び教材開発 ・ 教育課程を適切に実施するための授業時数の確保 ○ 言語活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や体験的な学習の工夫、知識・技能を活用する学習活動の充実 ・ 児童生徒が共に意見を出し合い、自分と異なる考えを尊重したり、自分の考えを深めたりする話し合い活動の充実 ・ 学校図書館の活用や言語環境の充実 ○ 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学ぶ楽しさや成就感、驚きや感動などが実感できる指導の工夫 ・ 児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習の工夫 ・ 既習事項や体験を生かして解決できる場の設定 ○ 学習意欲を高める指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の実態等に応じた指導の工夫 ・ 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の工夫 ○ 学習形態、指導体制の工夫と地域の教材や学習環境の積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の個性を生かし、主体的な学習を促すためのティーム・ティーチングや少人数指導等の充実 ・ 小学校高学年における教師の専門性や得意分野を生かした教科担任制の積極的な導入 ・ 地域の教育力を生かした指導の工夫 ・ 学習情報センターとしての学校図書館の活用 ・ 視聴覚教材及びコンピュータやインターネット等のICT機器の効果的な活用と情報リテラシーを高める多様な指導方法の工夫改善 ○ 児童生徒一人一人の自己実現を図る評価の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国学力・学習状況調査や県学力診断のためのテスト等の積極的な活用 ・ 多面的・継続的・客観的な学習状況の評価 ・ 児童生徒による自己評価や相互評価などの工夫改善 ・ 学習過程における評価の工夫 ・ 一人一人のよさや可能性を伸ばす評価の工夫 ○ 指導と評価の一体化 <ul style="list-style-type: none"> ・ PDCAサイクルを生かした指導方法の工夫改善 ・ 評価計画の見直しと改善 ・ 研修及び授業研究の充実（校内相互授業参観及び協議、校種間交流による授業参観・情報交換等）

小美玉市総合計画(2008～2017)

学校教育の充実

1 小美玉市の教育の現状と課題

わが国は、今後知識基盤社会の進展や国内外の競争の激化等により、ますます教育の重要性が高まっている。小美玉市においても、将来を担う人材を育成することの重要性を鑑み、義務教育修了までに、個人として、市民として生きていくうえでの基本となる力を培わなければならない。そのためには、幼児期の段階から行政、地域社会、学校が一体となって教育の充実と振興に努め、早い段階で能力と責任感を備えた人間を育成しなければならない。

一方、少子高齢化、核家族化が進行する中で、小美玉市では家庭や地域の教育力の問題や子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、不登校児童生徒の増加、規範意識の希薄化、問題行動の多様化などが懸念されている。

こうした状況の中にあつて、児童生徒が自立してまた、自らを律し、他と協調しながら自分の生活を切り拓いていく力が一層求められている。そのためには、学校教育において、すべての児童生徒に一定水準以上の教育を保障するとともに、自らの内面を磨くために、学ぶ意欲の高揚、集団の中での学び合いや教え合いを取り入れた学習の充実、将来の生活や職業に必要な基礎的な知識・技能の習得に努めていかなければならない。そして、これらの教育活動の充実を図るための教育環境の計画的な整備をすすめていくことが必要である。また、学校、家庭、地域が一体となって、基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、すべての子どもが個人として豊かな人生を送ることができるようその基礎となる力を育てていかなければならない。

2 基本方針

学校教育については、知(確かな学力)、徳(豊かな心)、体(健やかな体)のバランスがとれ、生涯にわたって自己実現を目指す児童生徒の育成、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する市民の育成、地域の文化や伝統を大切に、国際社会を生きる人間の育成を目指す。

この方針を進めるために、学校施設を始めとする教育施設の耐震化、だれもが安全・安心な環境で学ぶことができる条件の整備に努める。

また、幼児教育については、幼児の発達や実態に即した教育内容の充実に努める。

3 個別施策

(1) 幼児教育の推進

- ・ 幼児段階での教育の重要性を踏まえ、教育内容や教育環境の充実を図るとともに、複数年保育などにより幼児教育の振興に努めます。
- ・ 幼稚園・家庭・地域・小学校が連携し、幼児一人一人に生きる基礎を身に付けさせ、道徳性の芽生えを培う就学前教育の充実に努めます。
- ・ 幼稚園が地域における子育て支援センター的役割を担えるよう、預かり保育などの充実に努めます。

(2) 確かな学力を身に付けさせるための教育の推進

- ・ 一人一人の児童生徒にきめ細やかな学習支援や相談を行う「学力向上支援員」を配置し、学習のつまづきの解消や学習意欲の向上を図ります。
- ・ 社会人IT、学力向上支援員などの外部人材を積極的に活用します。
- ・ 学習スキルを含めた基礎的、基本的な内容の定着を図るための個人カルテの活用と児童生徒同士の「学び合い学習」を充実させ、「分かる授業」の展開を進めます。

(3) 豊かな心をはぐくむ教育の推進

- ・ 全市をあげた「あいさつ・声かけ運動」などのマナーアップ運動や、親子で参加できる行事を開催します。
- ・ 児童生徒の社会性及び社会力の基礎を培うために、学校の教育活動の中に、体験活動(自

然、農業、職業等)や望ましい集団活動を積極的に取り入れていきます。

- ・不登校の児童生徒に対して適応指導の場を設け、学校や関係諸機関との連携をもとに、再登校への援助に取り組みます。
 - ・生徒指導体制の充実と連携強化を図るため、生徒指導上の諸問題に対応した様々な支援を行います。
 - ・幼児・児童・生徒、それぞれの発達段階に応じた、基本的生活習慣の定着とマナーアップに向けた活動を推進し、規範意識の高揚や公共マナーの向上を図ります。
 - ・就学前の早い時期から保護者が、相談できるよう、相談機会の拡充に努めます。
 - ・障害のある園児・児童が幼稚園や小学校で安心して学校生活ができるよう生活介助員を配置し、学級運営の支援と教育の充実に努めます。
- (4) 健康な体力をはぐくむ教育の推進
- ・たくましい心と体をもった「小美玉っ子」を育成するため、児童生徒の外遊びや運動、スポーツ活動の機会拡大を図ります。
 - ・生涯を通じ自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力・実践力を培うため、教員の資質の向上と指導の方法の改善・充実に努めます。
- (5) 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
- ・学校に整備されているITや授業用コンテンツを有効に活用し、「分かりやすい授業」を展開します。
 - ・児童生徒の職場体験を継続して実施します。
 - ・キャリア教育の全体計画及び指導計画を策定し、児童生徒が進路を主体的に選択する能力や態度を育成します。
 - ・外国語指導助手(ALT)を効率的に活用し、国際社会に生きるための資質や能力を育成します。
- (6) 開かれた学校づくりの推進
- ・学校の裁量により、創意工夫を凝らした教育課程を弾力的に編成し、特色ある教育を推進します。
 - ・学校の教育活動全般について保護者や地域住民などへの情報公開に努めます。
 - ・学校評議員をすべての学校に配置し、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- (7) 教育施設整備の推進
- ・教育施設の充実に努め、良好な教育環境の整備に努めます。
 - ・幼・小・中学校の適正配置について検討し、耐震化と併せた効率的な「市教育施設整備計画」を策定します。
 - ・「市共同調理場基本計画」に基づき、学校給食施設の整備を推進します。

4 施策の目標

	(平成19年度)	(平成24年度)
(1) 家庭での学習習慣の定着率(平日) 家庭での学習習慣の定着率(家庭学習を毎日30分以上行う割合)100%を目指す。	小 92.2% 中 68.2%	100%
(2) 茨城県体力テストA+Bの人数割合 茨城県体力テストにおいて、指標(A+B)の割合50%以上を目指す。(握力や上体そらしなど9種目の体力テストを行い、結果のよい順からA~Eの5段階に評価するもので、評価の高AとBに評価された児童生徒の全体に占める割合)	小 56.3% 中 50.8%	60%以上
(3) 不登校生徒(中学校の割合) 適応指導や学校、関係機関の連携により、不登校生徒(中学校)の割合3%以下を目指す。(不登校児童生徒援助状況報告における数値)	中 2.9%	2.7%以下
(4) 教育施設耐震化 学校教育施設の安全性を確保するため、小中学校の耐震化率について、60%以上を目指す。	42.6%	60%以上

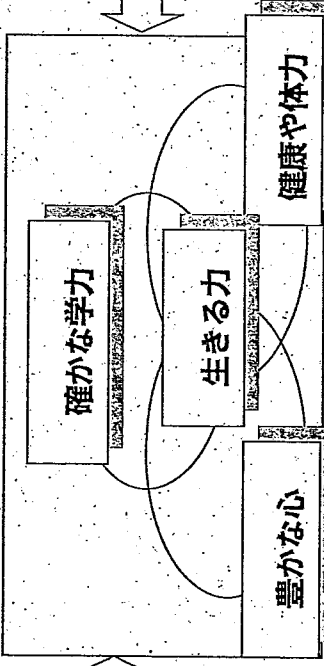
平成22年度 小美玉市学校教育プラン

茨城県教育目標
 ひとりひとりの能力を開発し、豊かな人間性をつちか
 じょうぶな身体をつくり、たくましい心を養う
 郷土を愛し、協力しあう心を育てる

おおきく輝く人づくり

- 確かな学力を身に付けさせる教育の推進
- ・基礎的な知識・技能の習得
 - ・基礎・基本の定着を図る補充問題の開発と活用(算教科)
 - ・自ら主体的に学ぶ力の育成
- 【文科省指定：学力向上実践研究推進事業】
 家庭学習の手引きの活用
 個人カルテの活用・少人数指導の導入
- 【理科支援員の活用】
 算数・数学、理科教育の充実、
 【学力向上支援員の活用】
 【A.L.T派遣業務委託事業】
 ・小学校外国語活動の推進
 ・国際理解教育の充実
 ・情報教育の充実

- 豊かな心をはぐくむ教育の推進
- ・心の教育の充実
 - ・心に響く道徳の時間の指導、読書活動の充実
- 【キャリア教育プロジェクト事業】
 【市内小学校5年生全員参加：自然教室】
 ・人権教育の充実
 ・生徒指導の充実(地域ケア会議の拡大・充実)
 ・適応指導教室等における教育相談
 ・小中連携指導の充実
 ・生徒が創る生徒の手による立志式



本市の教育目標
 確かな学力とたくましい体をもち
 郷土を愛するところ豊かな人づくり

小美玉市のスローガン
 人が輝く水と緑の交流都市

教育の指針
 ・学ぶ意欲を高め、一人一人の能力や人間性を高める
 ・強い気力や体力をもち、たくましく生きる力を育てる
 ・思いやりや連帯感を培い、郷土を愛する心を養う

- 魅力あふれる学校づくり**
- 開かれた学校づくりの推進
 - ・地域の教育力の活用・充実
 - 【文科省指定：学校支援地域本部事業】
 - 【文科省指定：コミュニティ・スクール推進事業】
 - 学校改善に向けた学校評価の充実
 - スクールカウンセラー、介助員、教育相談員等の配置及び充実

たゆまず励む教員づくり
 教職に対する強い情熱・教育の専門家としての
 確かな力量・総合的な人間力

- 学校教育振興大会【市の学校教育課題の共有化】
- 市教育論文推進事業【教育研究会との連携】
- 人材育成、学校活性化支援システムの推進
- 市教育研究会との連携
 - ・研究発表会、教科部員会の充実
 - ・教科指導員による校内研修の活性化
- 学校訪問指導の充実【計画訪問、要請訪問等】
- 教育課題に関する校内研修の充実
- 自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進
 - ・特別支援教育の充実
 - ・就学前児童の相談活動の充実

- 健康や体力をはぐくむ教育の推進
- ・体育経営・体育学習の充実
 - 【スポーツエキスパート事業の活用】
 - ・健康教育・安全教育の充実
 - ・地域安全マップの見直し、登下校安全指導の充実
 - ・食に関する指導の(食育)の推進
 - ・小美玉市内、全幼稚園・小・中学校のセンター給食の開始、給食指導の充実

平成22年度 小美玉市の学校教育の方針と施策

○ 指導の重点

	努力事項	推進の具体策
確かな学力を身に付ける	①基礎・基本の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し指導など定着を図る時間の確保（授業始、末尾） ・補足的・発展的学習の時間の確保 ・少人数指導及び T・T の積極的導入と習熟度別指導等の工夫 ・理科支援員，学力向上支援員の効果的な活用 ・学力診断テストの分析及び改善プランの作成と実践（対前年比プラスを目指す）
	②自ら学び考え行動する力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・学習スタイル（指導スタイル）の定着と工夫 ・言語活動の充実〔習得したものを生かし（活用）て思考し、表現する場の設定〕
	③自己実現を図る評価の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・学ぶ楽しさや達成感が実感できる指導法の工夫 ・「一人学び」「学び合い学習」「教え合い学習」の導入（思考力、判断力、表現力を身に付けさせるための工夫）
	④学習習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の学習状況を記録する個人カルテの作成と活用 ・家庭での学習習慣の定着率 100%（全小・中学校で「学習の手引き」の作成と配付）
豊かな心をはぐくむ	①特別活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動及び児童会・生徒会活動や学校行事において、体験活動や集団活動を積極的に導入し、社会性を育む。
	②いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動等を児童生徒が自ら解決する活動の重視	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が存在感や所属感を感じられる学級づくり ・学校改善を目指した児童会、生徒会活動の活性化 ・構成的グループエンカウンターを導入 ・全中学校区での地域ケア会議の実施（学期1回）
	③基本的な生活習慣の定着と規範意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣の確立（さわやかマナーアップ週間での取り組み） ・学校と家庭地域社会との連携による基本的な生活習慣の形成 ・「ダメなことはダメ」の指導の徹底と自己抑制力の涵養
	④教育相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー，教育相談員の積極的活用 ・不登校児童生徒解消に向けた体制づくり（不登校の割合3%以下） ・適応指導教室（パステル小美玉，ハーモニー小美玉）との連携を図った相談
	⑤楽しい読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・50冊以上達成率 50% ・朝の読書の推進
	⑥学校教育全体を通じた道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・心に響く道徳の時間の推進（題材・発問の工夫） ・道徳的実践力（心情・判断力・実践意欲・態度）の育成 ・心のノートの活用
	⑦自然・社会体験，ボランティア体験等の重視	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子どもの居場所づくりの推進 ・小美玉市内小学5年生を対象にした自然教室の実施

健康や体力	<p>①体育経営、体育学習の充実</p> <p>②健康教育・安全教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体力テストの結果の活用（A+Bの割合小55%・中65%） ・発達特性を踏まえた基礎的な運動の定着（水泳指導等） ・交通安全教室、防犯教室の実施 ・ライフスキル教育の重視（性教育・薬物乱用防止教室など） ・栄養教諭を活用した食に関する指導の実践 ・地域安全マップの見直しと保護者地域への配布
社会の変化に適切に対応	<p>①国際理解教育の充実</p> <p>②情報教育の充実</p> <p>③環境教育の充実</p> <p>④自分らしい生き方を実現するキャリア教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手(A.L.T)の活用 ・英語教育、小学校外国語活動の充実 ・ICT利・活用による教育・学習の推進 ・ネットワークを使った共同学習の活用 ・自然探索活動や美化運動の展開 ・環境学習施設等の活用 ・ガイダンス機能の充実 ・職場体験(3～5日間)、勤労体験学習等の積極的導入（小学校のキャリア教育の推進、中学校の職場体験）
特別支援教育	<p>①一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導計画の作成・活用</p> <p>②校内委員会の確立と支援体制の整備</p> <p>③交流教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画、個別の教育支援計画作成の工夫 ・特別支援教育コーディネーターの活動の充実 ・適切な支援を行うための研修の充実 ・盲、聾、養護学校との交流 ・通常の学級と特別支援学級との交流
教職員の資質・能力	<p>①新しい教員評価制度に応じた自己研修の実践</p> <p>②授業研究の充実</p> <p>③研修会等への積極的参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己目標達成のための計画的・継続的な研修の実施 ・小美玉市教育論文や内地留学等への応募 ・ねらいを明確にし、主体的な学びを引き出す指導法研究 ・小・中学校の教員相互の授業参観 ・先進的な取組事例の活用 ・授業力向上に向けた研修の実施（全小中学校） ・市教育研究会発表会及び学校教育振興大会での相互研修
地域の信頼に応える	<p>①学校から家庭・地域への積極的なはたらきかけ</p> <p>②地域の教育力を生かした学校づくり</p> <p>③保護者・地域住民等の学校への参加協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な授業公開（保護者の自由参観、公開週間） ・学校評価の実施と結果の公表（全幼稚園、小学校、中学校における学校関係者評価の実施） ・情報発信と協力依頼（学校だより等の地域回覧） ・生活振り返りカードの活用や生活ノート等による毎日の子どもへの励まし ・教育支援ボランティアの活用 ・幼・小・中・高が連携した行事等の取組 ・学校評議員制度の活用 ・PTA、各種団体等との連携強化 ・あいさつ運動への協力等 ・地域ぐるみの学校支援体制の確立 ・コミュニティ・スクール（野田小学校）研究の推進 ・学校支援地域本部事業の推進（小川南中学校区） ・地域コミュニティの立ち上げ（小川地区、玉里地区）

学校名	小美玉市立小川北中学校	児童生徒数	232名	学級数	普(7)特支(2)	教職員数	22名
校長名	櫻井 保男(55. 3)	教頭名	白石 力(51. 6)	教務主任名	市毛 仁士(45. 11)		

基本理念

- 品位と秩序ある学校
- 清潔で明るく潤いのある学校
- 生徒が主体的に活動する学校

茨城県の教育目標

- ひとりひとりの能力を開発し豊かな人間性をつちかう
- じょうぶな身体をつくり たくましい心を養う
- 郷土を愛し 協力しあう心を育てる

小美玉市の教育目標

- 確かな学力とたくましい体をもち 郷土を愛する ところ豊かな人づくり

学校教育目標

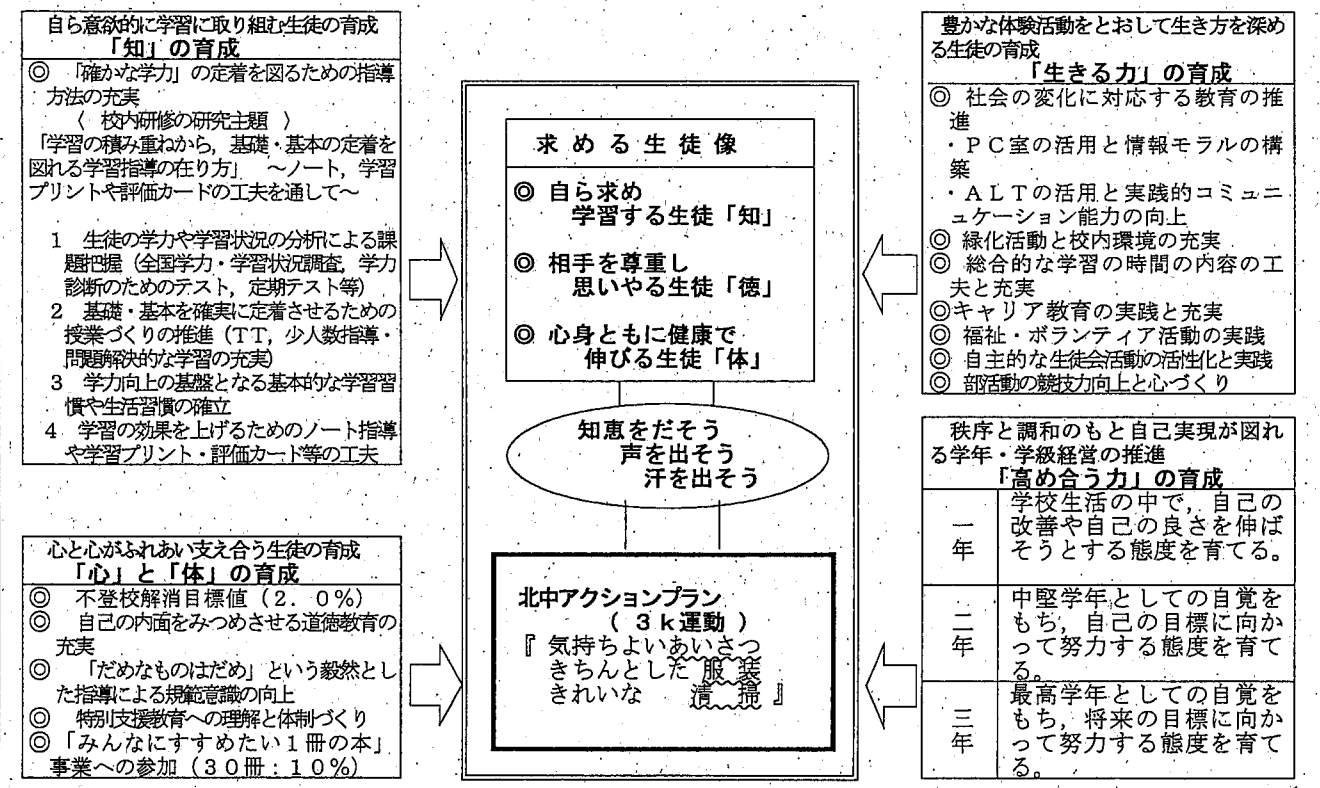
自ら学び自ら考え 丈夫な身体と豊かな心をもつ たくましい小川北中学校生徒の育成

校訓

力をつけよう 心を見がこう 気力をもとう

学校経営方針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 学校経営の充実に努め、生徒一人一人を生かすための効率的な教育的活動を推進する。 (2) 学校、学年、学級の連携のもと、生徒一人一人が充実した学校生活を送るための活力と創造性に富む学年・学級経営を推進する。 (3) 「確かな学力」を身に付けるための、「分かる授業」の展開と基礎的・基本的な内容の確実な定着に努める。 (4) 「生徒理解」を基盤とした生徒指導、教育相談体制の充実と学校事故防止に努める。 (5) 「地域に開かれた学校」を目指し、より一層の信頼関係づくりに努める。 (6) 服務規律の確保に努め、潤いのある職場づくりを推進する。
重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒一人一人が意欲的に取り組める授業の創造により、学力の向上に努める。(知) ・ 生徒一人一人を大切にしている生徒指導の充実に努める。(徳) ・ 部活動を通して人格の形成に適切な支援をし、合わせて学校の一体感や愛校心を醸成する。(体) ・ 地域に根ざした開かれた学校づくりを推進する。(信)

「知」を磨き、「徳」を温め、「体」を鍛える



<p>信頼される教師を目指して</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒にわかるように教える教師 (指導力のある教師) ○ 生徒の心を理解できる教師 (包容力のある教師) ○ 生徒のために自己をみがく教師 (意欲のある教師) 	<p>学校・家庭・地域の一体化を目指して</p> <p>《より信頼される学校を目指して》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「豊かな心」を育てる学校・家庭・地域との連携 ② P.T.Aとの信頼関係の構築 ③ 安心して学べる学校づくりの推進 ④ 学校評価・外部評価の工夫と取り組み 	<p>関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の共有と行動連携 ○ 問題行動の未然防止と解消 ○ 不登校生徒の解消 (専門的助言と支援 (警察、福祉・医療機関等))
---	--	---

- 業務の軽量化
 - ・ 学校行事の精選化等による業務の軽減の推進
 - ・ 資料等の早期準備による会議の効率化の推進
 - ・ 多忙感の解消を図るための校務分掌の見直し

<p>組織目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒一人一人が「分かる」「できる」喜びを味わえる、「分かる授業」の展開を図る。(知) 2 規範意識を高め、他者を尊重する心や美しいものに感動する心等の豊かな心の育成を図る。(徳) 3 一人一人の興味・関心・潜在能力に基づき、積極的に運動に取り組ませ、心身ともにたくましい生徒の育成を図る。(体) 4 家庭、地域、関係機関との連携を深め、地域に根ざした開かれた学校づくりに努める。(信) 	<p>グループ目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「確かな学力」を定着させるための指導方法の充実を図る。 ○ 生徒理解を基盤とした生徒指導、教育相談体制の充実を図る。 ○ 体力増強、運動能力向上、健康増進のための指導方法の充実を図る。 ○ 生徒・保護者・地域に信頼されるための教師集団づくりに努める。
--	---

小川北中学校教育プラン

学校教育目標 自ら学び自ら考え 丈夫な身体と豊かな心をもつ たくましい小川北中学校生徒の育成

おおきく輝く人づくり

めざす生徒像

- ◇ 自ら求め学習する生徒
- ◇ 相手を尊重し思いやる生徒
- ◇ 心身ともに健康で伸びる生徒

- ◎ 学力の向上
 - 「分かる授業」の展開と基礎的・基本的な学習内容の定着を図ります。
 - ・ 体験的な学習や問題決的な学習など、学習意欲を高める授業の工夫
 - ・ 学習形態の工夫による個に応じた学習指導の推進（ＴＴ、少人数指導、グループ学習など）
 - ・ 授業の流れが分かる板書構想やノート指導の工夫
 - ・ 家庭との連携による家庭学習の習慣化
- ◎ 豊かな心の育成
 - 「北中アクションプラン（３Ｋ運動）」を推進し、心を磨きます。
 - ・ 気持ちをよいあいさつ、きちんとした服装、きれいな清掃
 - 日記指導から心の内面の理解を深め、積極的な支援・指導を行います。
 - ・ 「北友ノート」の活用
 - 「ダメなものはダメ」の毅然とした生徒指導を推進し、規範意識を高めます。
 - ・ 継続指導による学校や社会のルール遵守の意識化と実践化
 - 生徒の心の居場所となる学級・学年づくりを推進します。
- ◎ 健康・体力の向上
 - 適切な部活動指導をおおして、競技力向上と心づくりを推進します。
 - 関係機関と連携し、健康教育・安全教育を積極的に進めます。

魅力あふれる学校づくり

めざす学校像

- ◇ 品位と秩序ある学校
- ◇ 清潔で明るく潤いのある学校
- ◇ 生徒が主体的に活動する学校

- ◎ 特別活動の充実
 - 「生徒が主体的に活動する学校」をめざし、生徒会活動や学級活動の充実を図ります。
 - ・ 生徒会活動の活性化と特色ある学校行事の開催
 - ・ 学年・学級での活躍できる場の工夫
- ◎ キャリア教育の充実
 - 夢や希望をもち、将来の生き方を考えるキャリア教育の充実を図ります。
 - ・ 職場訪問や職場体験の実施
 - ・ 高校体験学習への参加
 - ・ 私立高校説明会や県立高校説明会の実施
- ◎ 開かれた学校の推進
 - 信頼される学校をめざし、各種たよりやホームページにより学校の情報を発信します。
 - 学校評価の実施と公表により、学校改善の向上に努めます。
 - 外部組織や関係機関との連携を図り、学校の課題解決に取り組みます。
 - ・ 北学区生活指導委員会
 - ・ 学校評議会
 - ・ 学校関係者評価委員会 など
- ◎ 教育相談の充実
 - 「生徒理解」を基盤とした生徒指導を展開するために、教育相談体制の充実を図ります。
 - ・ 悩みや不安を把握するための調査の実施・分析（毎学期）
 - ・ 教育相談室の活用
 - ・ ＳＣや外部の相談機関との連携

たゆまず励む教員づくり

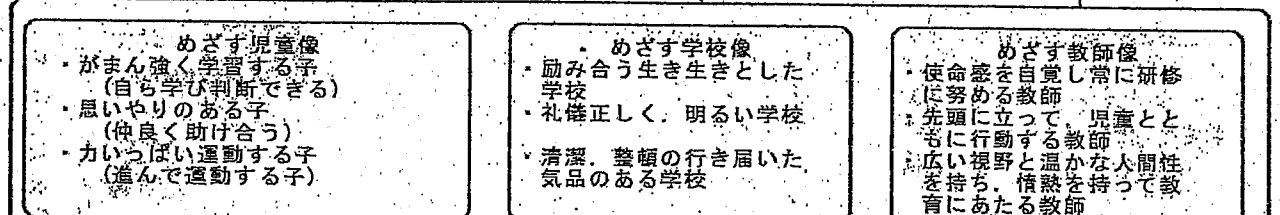
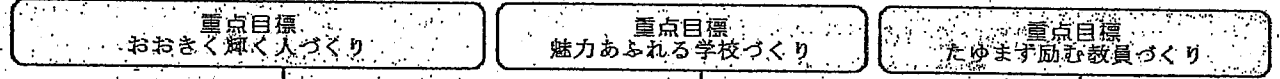
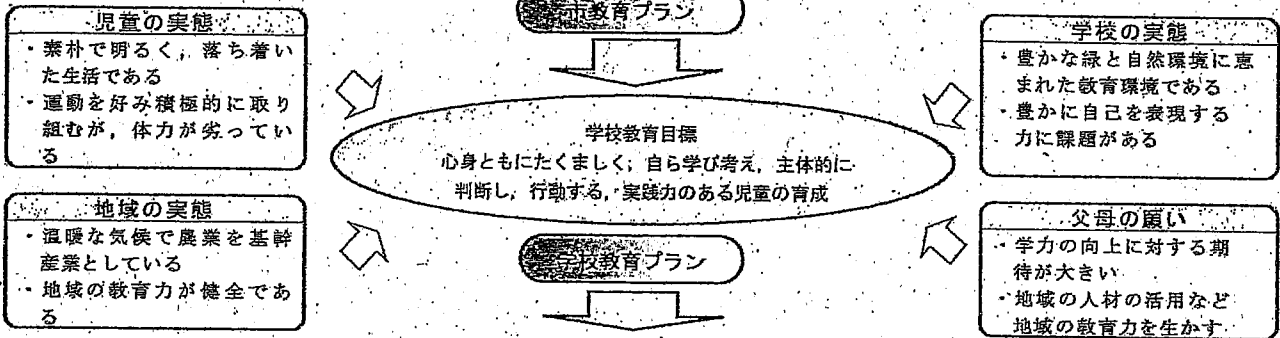
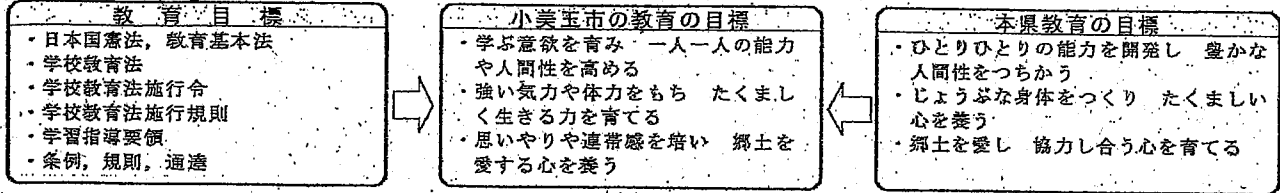
めざす教師像

- ◇ 生徒にわかるように教える教師
- ◇ 生徒の心を理解できる教師
- ◇ 生徒のために自己を磨く教師

- ◎ 校内研修の充実
 - 研究主題を設定し、学力向上を図るための取り組みを全職員で行います。
 - ・ 生徒の学力や学習状況の分析による課題把握（全国学力・学習状況調査、学力診断テスト、定期テスト等）
 - ・ 要請訪問や校内授業研究会による授業改善
- ◎ 生徒指導の充実
 - 学力の向上や進路実現の基盤となる、基本的な生活習慣・学習習慣の確立を全職員で取り組みます。
 - 外部の講師を招聘し、生徒理解や教育相談に関する研修を実施します。
 - 校内生徒指導研修会や生徒指導訪問等で課題を明確にし、PDCAサイクルの手法を取り入れて、学校改善に取り組みます。
- ◎ 教員評価の活用
 - 教師一人一人が自己目標の実現に向けて取り組み、教員としての指導力の向上をめざします。
 - ・ 組織目標を実現するための自己目標の設定
 - ・ 定期的な進捗状況の把握と面談の実施
- ◎ 協働組織としての職場づくり
 - 共通の目標に向かい、全員が一致団結して取り組み、活力ある職場をめざします。

学校名	小美玉市立納場小学校	児童数	311名	学級数	普(12), 特支(3)	教職員数	20名
校長名	戸塚 俊宏 (55.0)	教頭名	高野 和之 (54.11)	教務主任名	田中 周 (41.5)		

○学校経営の構想



組織目標

- 基礎基本の確実な定着を図り, 自ら学び, 自ら考えるようにする。
- 美しく整然とした環境づくりをとおして, 豊かな心を育てるようにする。
- 運動の日常化を積極的に推進し, たくましい体力を育てるようにする。

グループ目標

- 確かな学力の育成と「学ぶ楽しさ」を実感できる授業の展開
 - ・基礎的・基本的事項の確実な定着
 - ・多様な学習活動の工夫・実践
 - ・自ら学ぶ意欲と態度の育成
- 豊かな心と夢をはぐくむ活動の充実
 - ・学校花壇の整備と校内美化活動の充実
 - ・豊かな心を育む体験活動の充実
 - ・道徳教育及び特別活動等の充実
- コミュニケーション能力の育成
 - ・全校児童による「あいさつ」運動の展開
 - ・信頼関係を基盤とした学級経営の充実
 - ・話し合い活動の充実
- 自然及び地域人材等の効果的な活用
 - ・学校支援ボランティア登録者数の増加
 - ・校内ボランティア活動の充実
 - ・納場地区コミュニティとの連携
- 業間運動の積極的な推進と体力の向上
 - ・業間運動における「5分間走」等の実施
 - ・縦割班活動(ミツバチ)による外遊びの推奨
 - ・運動の楽しさによれる授業の実践
- 個人研修及び全体研修をとおした指導力の向上
 - ・活用力の育成を図る授業展開の工夫(授業改善)
 - ・現職研修の充実
 - ・業務の軽量化への対応

○業務の軽量化

- ・職員会議の時間を縮減する。(校務会資料を事前に配付し, 会議内容の整理統合による時間縮減)
- ・校務分掌の整理統合による簡素化(学校の運営組織の再編)
- ・定時退勤日の導入(教員の多忙化を解消し, 児童生徒と向き合う時間を確保する)

組織目標

- 基礎基本の確実な定着を図り, 自ら学び, 自ら考えるようにする。
- 美しく整然とした環境づくりをとおして, 豊かな心を育てるようにする。
- 運動の日常化を積極的に推進し, たくましい体力を育てるようにする。

グループ目標

- A 確かな学力の育成と「学ぶ楽しさ」を実感できる授業の展開
- B 豊かな心と夢をはぐくむ活動の充実
- C コミュニケーション能力の育成
- D 業間運動の積極的な推進と体力の向上
- E 自然及び地域人材等の効果的な活用
- F 個人研修及び全体研修をとおした指導力の向上